

65歳以上の方の 介護保険料を改定

高齢者福祉課介護保険係 ☎0824-73-1167

介護保険制度では、3年に1度、介護保険事業計画を策定し、この期間の介護保険事業にかかる給付見込みを算定し、介護保険料を定めます。

このたび第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成30年度～32年度）を策定し、介護保険料の額を次のとおり改定しました。

平成30年度からの保険料は、基準額が月額6,720円となり、第6期（平成27年度～29年度）と比較すると、562円の増加となります。

第7期介護保険料

単位：円

所得段階	対象者		第7期 月額保険料	第6期月額 保険料(従前)	基準額に 対する割合
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金などの収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 		3,024	2,771	0.45
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金などの収入金額と合計所得金額の合計が右欄の方	80万円を超え 120万円以下の方	5,040	4,618	0.75
第3段階		120万円を超える方	5,040	4,618	0.75
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税者がいる方で、本人の前年の公的年金などの収入金額と合計所得金額の合計が右欄の方	80万円以下の方	6,048	5,542	0.90
第5段階		80万円を超える方 【保険料基準額】	6,720	6,158	1.00
第6段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が右欄の方	120万円未満の方	8,064	7,389	1.20
第7段階		120万円以上 200万円未満の方	8,736	8,005	1.30
第8段階		200万円以上 290万円未満の方	10,752	9,852	1.60
第9段階		290万円以上 400万円未満の方	11,424	10,468	1.70
第10段階		400万円以上 600万円未満の方	12,096	11,084	1.80
第11段階		600万円以上の方	12,768	11,700	1.90

※各所得段階の月額保険料は、基準額に対し、当該区分の割合を乗じて算定しています。

保険料引き上げの主な要因

- **制度改正によるもの**
65歳以上の方が負担する保険料の割合が、1% (22%→23%) 増えました。
- **被保険者数の減少**
第6期と比較し、保険料を負担する被保険者の数が減少すると見込んでいます。

第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定

“あんしんが実感できるまち”を基本理念とした計画を策定しました。次のとおり3つの基本政策を定め、事業を推進していきます。

- ①健康寿命の延伸
- ②自立と安心を支える地域づくり
- ③介護保険制度の健全化

※計画の内容については、ホームページや出前トークでお知らせします。



引き続き、介護給付費の適正化や、健康づくり、シルバーリハビリ体操の普及などの介護予防を推進し、保険料の上昇を抑える取り組みを行ってまいります。